

HPV（ヒトパピローマウイルス）定期予防接種のお知らせ

予防接種法に基づく定期予防接種を次のとおり実施します。

予防接種は、確実な免疫をつけるために規定された期間で受けることが大切です。
規定された機関以外の接種は、任意によるものとして取り扱われ、有料となります。

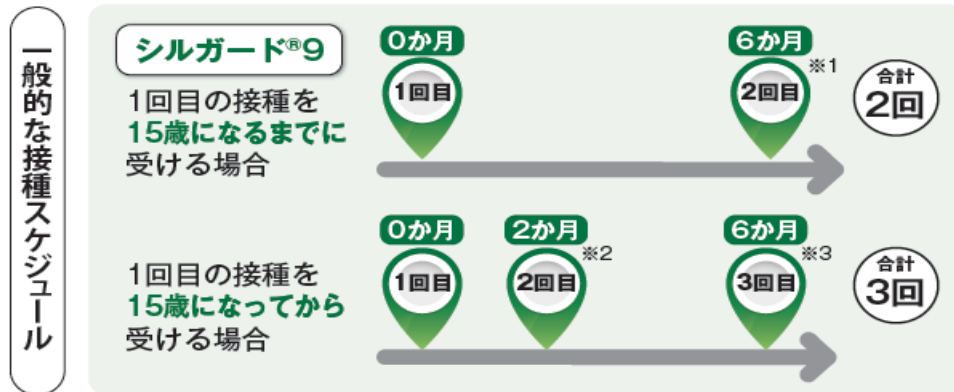


1 対象年齢・回数・接種スケジュール等

種別	対象者	接種期間
定期接種	12歳になる年度初日（小学6年相当）～16歳になる年度末日（高校1年相当）の女子 （令和8年度は、平成22年（2010年）4月2日～平成27年（2015年）4月1日生まれの女子が該当） ※ 標準的な接種年齢：13歳（中学1年生相当）	16歳になる年度の末日（高校1年終了）まで

接種スケジュール

- 接種回数：3回。ただし、1回目の接種年齢が15歳未満の場合は2回。（下記図参照）
- 標準的な接種間隔の場合、接種を完了するまでに6か月かかります。



※1 1回目と2回目の接種は、少なくとも5か月以上あけます。5か月未満である場合、3回目の接種が必要になります。

※2・3 2回目と3回目の接種がそれぞれ1回目の2か月後と6か月後にできない場合、2回目は1回目から1か月以上（※2）、3回目は2回目から3か月以上（※3）あけます。

2 接種費用 無料（公費負担）

3 実施場所 調布市定期予防接種協力医療機関（別紙参照）

※狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市の医療機関でも接種を受けることができます。

4 その他

(1) 事前に医療機関に予約してください。

(2) 接種当日は、予診票・母子健康手帳・マイナ保険証（健康保険証）又は資格確認書をお持ちください。

※ ワクチンの種類・接種開始年齢により接種回数異なるため、予診票は1枚のみ送付しています。残りの回数分の予診票は市内協力医療機関でお受け取りください。

※ 狛江市、世田谷区、三鷹市、府中市で接種をご希望の場合は、予診票を子ども家庭センターからお取り寄せください。

※ 13歳以上16歳未満の方で接種日に保護者が同伴できない場合は、保護者同意書が必要です。事前に予診票と保護者同意書の双方に保護者が署名のうえ、医療機関に提出してください。

裏面も参照してください

HPV（ヒトパピローマウイルス）とは

HPVは、多くの人が感染し、その一部が子宮頸がん等を発症します。100種類以上の遺伝子型があるHPVの中で、子宮頸がんの約50～70%は、HPV16型、18型感染が原因とされています。HPVに感染しても、多くの場合ウイルスは自然に検出されなくなりますが、一部が数年～十数年間かけて前がん病変の状態を経て子宮頸がんを発症します。子宮頸がんは国内では年間約11,000人が発症し、年間約2,900人が死亡すると推定されています。

HPVの子宮頸部への感染はほとんどが性的接触によるもので、性的接触によって子宮頸部粘膜に微細な傷が生じ、そこからウイルスが侵入して感染すると考えられています。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンと効果

HPVにはいくつかの種類（型）があり、9価ワクチンは、このうち9種類のHPVの感染を防ぐワクチンです。その中でも、子宮頸がんの原因の80～90%を占める、7種類のHPV（HPV16/18/31/33/45/52/58型）の感染を予防することができます。HPVワクチンを導入することにより、子宮頸がんの前がん病変を予防する効果が示されています。また、接種が進んでいる一部の国では、子宮頸がんそのものを予防する効果があることもわかってきています。

初回性交渉前の年齢層に接種することが各国において推奨されています。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの主な副反応

主な副反応は、注射部位の疼痛（83～98%）、発赤（30～85%）、及び膨張（25～81%）などの局所反応と、軽度の発熱（3～6%）、倦怠感等の全身反応がありますが、その多くは一過性で回復しています。まれに報告される重い副反応としては、アナフィラキシー（呼吸困難、じんましんなどを症状とする重いアレルギー）、ギラン・バレー症候群、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン接種後の注意事項

ワクチン接種後に血管迷走神経反射として失神があらわれることがあるので、失神による転倒等を防止するため、接種後30分程度は体重を預けることのできるような場所で、なるべく立ち上がることを避けて、待機して様子を見るようにしてください。

子宮頸がんとワクチンに関する情報

詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。



予防接種健康被害救済制度について

定期予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく給付（医療費、医療手当、障害年金、死亡一時金等）を受けることができます。給付申請の必要が生じた場合には、子ども家庭センターへご相談ください。